

社会福祉法人 泉湧く家

役員等の報酬、及び費用弁償に関する規定

第1条 この規定は、社会福祉法人泉湧く家（以下「法人」という。）の定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員等の報酬等）の規定に基づき、役員及び評議員、並びに評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等の基準額及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第17条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（常勤役員報酬額）

第3条 常勤役員の報酬は、別表第1のとおりとする。ただし、職員給与規定に基づき給与を支給されている者については、支給しない。

（非常勤役員等の報酬額）

第4条 非常勤役員及び評議員、並びに評議員選任解任委員が、理事会、評議員会、評議員・選任解任委員会に参加し、または監事監査を行う場合は、別表第2に定める額を支給する。

（報酬支払方法）

第5条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬の支給について、本人から辞退の申し出があった場合は支払わない。

（費用の弁償）

第6条 法人は、第2条第1項第1号、第2号、第5号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第4条に定める報酬を受け取る評議員及び非常勤役員等には、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額を支給する。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（弔慰金等）

第~~5~~7条 評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員又はその家族に対し、次の各号により弔慰金等を支給する。なお、弔慰金等の金額は内規にて理事長が別に定める。

- (1) 在任中に本人が死亡した場合
弔電、生花、香典
- (2) 任期中に家族（親、配偶者、子）が死亡した場合
弔電、生花、香典
- (3) 任期中に病気等で入院した場合
見舞金

(改廃)

第~~6~~8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付則 理事長報酬は、2006(H18)年1月支給分より適用する。

2005(H17)年12月22日制定
2007(H19)年5月23日改定
2012(H24)年7月27日改定
2017(H29)年10月26日改定
2019(R1)年6月28日改定

別表第1 常勤役員報酬

役 職	報酬月額
理事長	月額 500,000円以内
その他の常勤役員	月額総額 500,000円以内

(理事長報酬は2005(H17)年12月22日理事会決定による)
2019(R1)年6月28日一部改定

別表第2

役 職	報 酬 額
理 事	日額5,400円
監 事	日額5,400円
評議員・選任解任委員 会(外部委員)	日額5,400円
監事監査	日額12,600円
評議員	日額5,400円

(別表第2は、2007(H19)年5月23日決定、
2017(H29)年10月26日一部改定
2019(R1)年6月28日一部改定